

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの）

## 業務細則

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

## 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの）業務細則

### （目的）

第1条 この業務細則は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所（以下「経営研究所」という。）が定める災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）に基づき、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの）（以下「補助金」という。）の申請の手續等を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### （用語）

第2条 この業務細則で使用する用語は、特に定めのない限り、交付規程において使用する用語の例による。

### （リースの定義）

第3条 交付規程第4条第1項及び第8条第1項で規定するリースとは、業として行うリースに限るものとする。

### （補助対象設備等）

第4条 交付規程第4条第2項第1号に規定する業務細則に定める仕様とは、次のとおりとする。

- (1) 前項第1項に規定する設備及び機器等は、国内の関係法令等の基準を満たしたものであって、国内での販売又は設置が認められているものに限る。
- (2) 導入する発電設備の需要に合った適切な貯蔵量が確保できること。
- (3) 貯蔵する燃料の種類により定められる規制に従った貯蔵施設とすること。

### （機器の仕様）

第5条 前条に規定する機器は、以下の条件を満たすものとする。

#### （1）自家発電機

- ① 災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも使用可能であり、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上のものに限る。
- ② コージェネレーションシステム（エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム）も対象とする。ただし、災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも稼働することや、災害時に十分な能力を発揮できるものに限る。

③ 都市ガスを燃料とする自家発電機については燃料電池に限り認めるが、以下のとおり中圧管または耐震化された低圧管に接続するものに限定する。

(ア) 都市ガスの中圧供給を受けていること。

(イ) 供給継続性の高い低圧供給（都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カイン以上としている低圧供給エリア）を受けていること。

④自家発電機については、建築基準法及び消防法上設置が義務づけられた電源とすることのみを目的として申請することはできない。事業継続のために必要な設備の稼働のために使用することが必要である。

⑤自家発電機で得たエネルギー（熱、電気）は自家用で消費するものに限る。

(2) 石油製品等を貯蔵する容器

①設置する自家発電機の需要に合った適切な備蓄量が確保できること。

②貯蔵する燃料の種類により定められる規制に従った貯蔵施設とすること。

③常時使用されていること及び災害発生に備えて常時3日分以上の石油製品を備蓄しておくこと。

(募集方法及び期間)

第6条 経営研究所は、交付規程第6条に規定する補助事業の募集を行うに当たっては、公募説明会を実施するものとする。

2. 経営研究所は、申請の受付は期間を区切って行うものとし、補助金の予算の範囲内で交付を行うものとする。

3. 補助事業の募集方法及び期間等は、経営研究所が別に定めるものとする。

(交付申請書及び添付書類)

第7条 交付規程第8条第1項に規定する交付申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 交付申請書（様式第1）

(2) 補助事業に関する実施計画書（別紙1）

① 補助事業実施場所の地図

② 補助対象自家発電を設置する敷地全体配置図（平面図）、設備の配置予定図（平面図）

③ ガス・石油配管図（平面図、アイソメ図）

④ 燃料消費量計算書（別紙9）

⑤ 電気配線図及び電気系統図（該当する場合）

⑥ 災害時使用予定電気機器及び負荷リスト（別紙5）（該当する場合）

⑦ 予定行程表（別紙2）

⑧ 見積依頼書の写し

⑨ 見積書の写し

⑩ 交付規程第13条第2項に関する契約書案（補助対象として経費計上しているもの

で、請負又は委託契約をしている場合)

⑪ リース契約書案（該当する場合）

⑫ リース料減額証明書兼計算書案（別紙3）（該当する場合）

⑬ 実績報告書に添付する誓約書案（別紙4-1又は別紙4-2のいずれか）

⑭ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙6）

⑮ 役員名簿（別紙7）

(3) 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（申請日より3ヶ月以内に取得したものであること）、会社案内、決算報告書（直近2ヶ年）、印鑑証明書。

(4) 申請者が法人以外の場合は、事業案内、納税証明書（その2）を直近2ヶ年分、印鑑証明書（申請日より3ヶ月以内に取得したものであること）。

(5) その他経営研究所が提出を求める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 交付規程第10条第2項に規定する交付決定通知書は、様式第2とする。

2 交付規程第10条第7項に規定する交付決定次点通知書は、様式第3とする。

3 交付規程第10条第8項に規定する不採択通知書は、様式第4とする。

(審査委員会での配慮事項)

第9条 交付規程第9条第1項に基づき設置される審査委員会は、交付規程第10条第2項により付議された申請を審査するときは、交付規程第9条の規定により別に定める運営規定のほか、次の事項に配慮しなければならない。

- ・ 国や自治体と防災・支援協定を締結している者
- ・ 災害救助法に規定する生活必需品、又は飲食料品の供給に資する事業を行う者
- ・ 災害対策基本法等で国が指定した地震防災の対策強化地域等に設備を導入する者

(交付申請取下書)

第10条 交付規程第11条に規定する交付申請取下書は、様式第5とする。

(補助事業の開始及び完了)

第11条 交付規程第12条第1項に規定する補助事業の開始は、補助対象である設備及び設置工事を最初に発注した日とし、交付決定日以降とする。ただし、交付決定日以前において、申請者の自己責任で準備等を行うことについてはこれを妨げないが、これに要した費用等については補助対象外とする。

2 交付規程第12条第2項に規定する補助事業の完了とは、補助対象自家用発電設備の購入及びその設置工事等が終了し、かつ、補助対象経費の支払いが全て完了していることをいう。

(契約等)

第12条 交付規程第13条に規定する契約については、補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵

省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社)が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、補助事業の利益等排除の対象とする。

(計画変更承認申請等)

第13条 交付規程第15条第1項に規定する計画変更等承認申請書は、様式第6とし、その提出期限は交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月10日までとする。

2 交付規程第15条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資すると考えられる場合

(2) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない補助事業の細部の変更である場合

3 交付規程第15条第1項のただし書きに規定する計画変更等届出書は、様式第7とする。

4 交付規程第15条第2項に規定する計画変更等承認結果通知書は、様式第8とする。

(実施状況報告書)

第14条 交付規程第16条に規定する実施状況報告書は、様式第9とする。

(計画遅延等承認申請書等)

第15条 交付規程第17条第1項に規定する計画遅延等承認申請書は、様式第10とし、その提出期限は、交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月10日までとする。

2 交付規程第17条第2項に規定する計画遅延等承認結果通知書は、様式第11とする。

(実績報告書及び添付書類)

第16条 交付規程第18条第1項に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実績報告書(様式第12)

(2) 補助事業に関する実施報告書(別紙8)

① 購入及び支払いに伴う書類

② 補助対象自家用発電設備を設置した敷地全体配置図、設備の配置図

③ ガス・石油配管図(平面図、アイソメ図)

④ 燃料消費量計算書(別紙9)

⑤ 電気配線図及び電気系統図(該当する場合)

⑥ 災害時使用機器(発電機等)の試運転報告書(該当する場合)

⑦ 機器等の写真

⑧ 交付規程第13条第2項に関する契約書と、補助対象としているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料

⑨ リース契約書の写し(該当する場合)

- ⑩ リース料金減額証明書兼計算書の写し（別紙3）（該当する場合）
- ⑪ 誓約書（別紙4-1又は別紙4-2のいずれか。）
- ⑫ 補助対象自家用発電設備の設置に係る法律上の許認可の写し（該当する場合）
- ⑬ 取得財産等明細書（様式第22）

（3）その他経営研究所が提出を求める書類

（確定通知書）

第17条 交付規程第19条第1項に規定する確定通知書は、様式第13とする。

（消費税等の仕入控除額の確定報告書等）

第18条 交付規程第20条第1項に規定する消費税等の仕入控除税額の確定報告書は様式14とする。

2 交付規程第20条第2項に規定にする返還命令書は様式15とする。

（補助金の請求）

第19条 交付規程第21条第2項に規定する精算払請求書は、様式第16とする。

2 交付規程第21条第3項に規定する提出期限は、交付規程第19条に規定する確定通知書を補助事業者が受理した日から7日以内とする。

（交付決定の取消し等）

第20条 交付規程第22条第2項に規定する交付決定取消通知書は、様式第17とする。

2 交付規程第22条第2項に規定する交付決定内容等変更通知書は、様式第18とする。

（補助金の返還命令書）

第21条 交付規程第23条第1項に規定する返還命令書は、様式第19とする。

（災害発生時における補助対象自家用発電設備の稼働状況報告）

第22条 交付規程第24条第1項に規定する補助対象自家用発電設備の稼働状況報告書の様式は、様式第20とする。

2 交付規程第24条に規定する災害とは次のものとし、補助対象自家用発電設備が設置された事業所で災害が発生した場合は、速やかに前項による報告を経営研究所に行うものとする。

（1）暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害に対して、災害救助法が適用され、かつ当該災害を原因として停電が発生した場合

（2）その他、経営研究所が必要と認めた場合

（取得財産等管理台帳等）

第23条 交付規程第25条第2項に規定する取得財産等管理台帳は、様式第21とする。

2 交付規程第25条第3項に規定する取得財産等管理明細表は、様式第22とする。

（取得財産等の処分の制限等）

第24条 交付規程第26条第3項に規定する財産処分または変更承認申請書は、様式第23とする。

附則

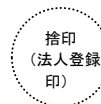
1. 本業務細則は、交付規程が経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。
2. 本規則は、令和元年5月9日から施行する。

令和 年 月 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治 殿

平成30年度補正災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)交付申請書

交付規程第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。



1. 申請者(補助対象自家用発電設備の購入者)

申請者名	フリガナ		法人登録印	代表者名	フリガナ
	【法人番号 法人番号指定通知書に記載の13桁】				役職:
所在地	郵便番号	フリガナ			
	—	都・道 府・県			
電話番号		FAX			
資本金・出資金 (円単位)		円		従業員数	人
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)		コード	名称		
交付規程第3条第3号に規定する中小企業者			である。		ではない。
リース業が定款に掲げられているか(掲げられていないのに、リースをした場合は、補助金の対象外となります)			いる。		いない。
実務担当者※	氏名 (役職・氏名)		フリガナ		
	所属部署名		フリガナ		
	住所※	郵便番号	フリガナ		
		—	都・道 府・県		
	電話番号		FAX		
e-mail					

※経営研究所からの通知書類等は「実務担当者住所」欄の住所へ送付します。  
※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。  
※この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。



2. 共同申請者(補助対象自家用発電設備のリースを受ける者)

申請者名	フリガナ		法人登録印	代表者名	フリガナ
	【法人番号 法人番号指定通知書に記載の13桁】				役職:
所在地	郵便番号	フリガナ			
	—	都・道 府・県			
電話番号		FAX			
資本金・出資金 (円単位)		円	従業員数		人
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)		コード	名称		
交付規程第3条第3号に規定する中小企業者			である。 ではない。		
実務担当者※	氏名 (役職・氏名)		フリガナ		
	所属部署名		フリガナ		
	住所※	郵便番号	フリガナ		
		—	都・道 府・県		
	電話番号		FAX		
e-mail					

※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

※申請者と管理者が同一の場合は記入不要です。

3. 株主等一覧表(補助対象自家用発電設備を購入する中小企業者。ただし、リースの場合にはリースを受ける中小企業者)

(2019年 月 日現在)

主な株主または出資者 (※)出資比率の高いものから記載し、大企業は【】に◎を記載してください。 6番目以降は、「ほか○人」と記載してください。	株主名または出資者名		所在地	大企業	出資比率
	①			【 】	%
	②			【 】	%
	③			【 】	%
	④			【 】	%
	⑤			【 】	%
	⑥	ほか 人			

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 4. 補助対象自家用発電設備の設置先

設置先	名称	フリガナ		代表者名	フリガナ
	種別	1 新築 2 既築	交付規程第4条第2項第3号に記載されている「対象事業者の業務に必要な工場・事業所」である。 はい（○を付ける）		
	住所	郵便番号	フリガナ		
		—	都・道 府・県		
電話番号:					

## 5. 履行補助者(手続きを補助する者がいる場合のみ記載する)

法人名	フリガナ		印	担当者名	フリガナ
所在地	郵便番号	フリガナ		都・道 府・県	
電話番号			FAX		
e-mail			販売登録番号		

## 6. 申請する補助事業の概要

## (1) 概要

--

## (2) 補助対象自家用発電設備の明細

名称、製造事業者(又は販売元)、型番、数量を記載	
補助対象自家用発電設備は、交付規程細則第5条に規定するとおり、事業の継続のために必要な設備の稼働のために使用するものである (本事業に関し、自家発電機については、建築基準法及び消防法上設置が義務づけられた電源とすることのみを目的として申請することはできません。事業継続のために必要な設備の稼働のために使用することが必要です。)	はい (○を付ける)

## 7. 補助金交付申請額

(1)補助事業に要する経費	円(税抜)
(2)補助対象経費	円(税抜)
(3)補助金交付申請額	円(税抜)

## 8. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

項目	補助事業に要する経費(税抜)	補助対象経費(税抜)	補助率	補助金交付申請額(税抜)
① 設備費	円	円	/	/
② 設置工事費	円	円		
合計	円	円	2/3	円

※6. の(1)、(2)及び(3)と一致させること。

## 9. 補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日	交付決定日以後	完了予定日	令和 年 月 日
-------	---------	-------	----------

※「完了予定日」とは、補助事業者が補助対象自家用発電設備等の購入及びその設置工事等(行政の認知を含む)が終了し、かつ、補助対象経費の支払いが全て完了する予定日のことをいいます。

**注)**【3. 補助対象自家用発電設備の設置先】の種別で①及び②に規定する設置場所の『完了予定日』は、補助対象自家用発電設備の購入及びその設置工事が終了し、かつ補助対象経費の支払が全て完了していることをいい、③に規定する設置場所の『完了予定日』は購入、設置工事の終了及び行政の認知を確認できる書類等が完備され、かつ支払いが全て完了していることをいう。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

## 10. 必須確認事項(いずれかに○)

(1)本事業に関し、他の国庫補助金を受けている (本事業に関し、国の補助金を、同一設備等に対して受ける場合は申請できません)	はい ・ いいえ
(2)本事業に関し「補助事業者自身・子会社・関連会社」の有無 (本事業に関し、補助事業者自身・「出資比率15%以上の会社」を工事請負契約者又は資材購買契約者の対象とする場合は、利益排除を行わねばなりません)	有 ・ 無
(3)交付規程第7条の各号に該当する者(法人にあってはその役員)ではない (該当する場合には申請できません)	はい ・ いいえ
(4) 交付規程第24条に基づき、災害発生時には補助対象自家用発電設備の稼働状況を速やかに所定様式で報告できる。	はい ・ いいえ
(5) 自治体や国との防災・支援協定の締結(見込みを含む)があるか否か(確認できる書類はあるか)	はい ・ いいえ (申請書に添付)
(6) 災害救助法に規定する生活必需品、又は飲食料品の供給に資する事業を行う者であるか否か。	はい ・ いいえ (はい:「補助事業の概要」欄において供給物を示すこと)
(7) 災害対策基本法に基づき地震防災対策強化地域等に指定されている市区町村に設置されたものであるか否か。	はい ・ いいえ (はい:〇〇市)

## 11. 任意確認事項(いずれかに○)

経済産業省は、中小企業・小規模事業者の災害対応力を向上させるため、法律を改正し、防災・減災に係る実施計画(事業継続強化計画等)を認定する制度を立ち上げる予定です。計画の認定に関心はありますか。	はい ・ いいえ
--	----------

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。  
※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(様式第5)

令和 年 月 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成30年度補正災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの 交付申請取下書

交付規程第11条の規定に基づき、下記の理由により取り下げます。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 交付申請取下理由

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(様式第6)

令和 年 月 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成30年度補正災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中  
小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの 計画変更等承認申請書

令和 年 月 日付で交付決定通知を受けた標記補助事業について、交付規程第15条第1項  
の規定に基づき、下記事項を申請します。

記

補助金交付番号	
---------	--

計画変更等の内容	変更前	変更後

1. 計画変更等の内容
2. 計画変更等を必要とする理由
3. 計画変更等が補助事業に与える影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対比)(別添)
5. 上記の算出基礎

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(様式第7)

令和 年 月 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治 殿

補助事業者 住  
所

氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成30年度補正災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中  
小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの 計画変更等届出書

令和 年 月 日付で交付決定通知を受けた標記補助事業について、交付規程第15条第1項  
の規定に基づき、下記事項を届出します。

記

補助金交付番号	
---------	--

計画変更等の内容	変更前	変更後

1. 計画変更等の内容
2. 計画変更等を必要とする理由
3. 計画変更等が補助事業に与える影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対比)(別添)
5. 上記の算出根拠

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(別添)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び交付申請額(税抜金額)

項目	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助率	補助金 交付申請額
①設備費	円	円		
②設置工事費	円	円		
合計	円	円	2/3	円

注1 計画変更等により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入する。

注2 見積書の写しを添付すること。(上記金額根拠が明確に分かるように別途説明を記述すること。)

注3 変更後の交付申請額は、変更前の交付決定額を上回らないこと。

変更前の補助事業に要する経費、補助対象経費及び交付申請額(税抜金額)

項目	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助率	補助金 交付申請額
①設備費	円	円		
②設置工事費	円	円		
合計	円	円	2/3	円

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。



(様式第9)

令和 年 月 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成30年度補正災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中  
小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの 実施状況報告書

交付規程第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助事業の実施状況
2. 補助事業に要する経費の使用状況(別添)

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(別添)

平成30年度補正補助事業に要する経費の使用状況

(単位:円)

補助事業に要する経費 項目の合計 (経費項目毎に記入し 合計をだすこと)	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成30年度補正災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの 計画遅延等承認申請書

交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記理由により以下の許可を申請します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助事業の進捗状況
2. 遅延等の原因及び内容
3. 遅延等に対してとつた措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の実施及び完了の予定

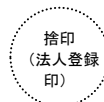
令和 年 月 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治 殿

平成30年度補正災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)交付申請書

交付規程第18条第1項に基づき、以下のとおり報告します。

補助金交付番号		補助金の額	円
---------	--	-------	---



1. 申請者(補助対象自家用発電設備の購入者)

申請者名	フリガナ		法人登録印	代表者名	フリガナ	
	【法人番号 法人番号指定通知書に記載の13桁】				役職:	氏名:
所在地	郵便番号	フリガナ				
	—	都・道 府・県				
電話番号		FAX				
資本金・出資金 (円単位)		円		従業員数	人	
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)		コード	名称			
交付規程第3条第3号に規定する中小企業者				である。	ではない。	
リース業が定款に掲げられているか(掲げられていないのに、リースをした場合は、補助金の対象外となります)				いる。	いない。	
実務担当者※	氏名 (役職・氏名)		フリガナ			
	所属部署名		フリガナ			
	住所※	郵便番号	フリガナ			
		—	都・道 府・県			
	電話番号		FAX			
e-mail						

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。  
※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。



## 4. 補助対象自家用発電設備の設置先

設置先	名称	フリガナ		代表者名	フリガナ
	種別	1 新築 2 既築	交付規程第4条第2項第3号に記載されている「対象事業者の業務に必要な工場・事業所」である。 はい（○を付ける）		
	住所	郵便番号	フリガナ	都・道 府・県	
		—	電話番号:		

## 5. 履行補助者(手続きを補助する者がいる場合のみ記載する)

法人名	フリガナ		印	担当者名	フリガナ
所在地	郵便番号	フリガナ		都・道 府・県	
電話番号			FAX		
e-mail			販売登録番号		

## 6. 申請する補助事業の概要

## (1)概要

--

## (2)補助対象自家用発電設備の明細

名称、製造事業者(又は販売元)、型番、数量を記載	
補助対象自家用発電設備は、交付規程細則第5条に規定するとおり、事業の継続のために必要な設備の稼働のために使用するものである (本事業に関し、自家発電機については、建築基準法及び消防法上設置が義務づけられた電源とすることのみを目的として申請することはできません。事業継続のために必要な設備の稼働のために使用することが必要です。)	はい (○を付ける)

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

## 7. 補助金の額

(1)補助事業に要した経費	円(税抜)
(2)補助対象経費	円(税抜)
(3)補助金の額	円(税抜)

## 8. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金の額

項目		補助事業に要する 経費(税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助 率	補助金交付申 請額 (税抜)
① 設備費		円	円	/	/
② 設置工事費		円	円		
合計		円	円	2/3	円

※6. の(1)、(2)及び(3)と一致させること。

## 9. 補助事業の開始及び完了日

開始予定日	令和 年 月 日	完了日	令和 年 月 日
-------	----------	-----	----------

※「完了予定日」とは、補助事業者が補助対象自家用発電設備等の購入及びその設置工事等(行政の認知を含む)が終了し、かつ、補助対象経費の支払いが全て完了する予定日のことをいいます。

**注) 【3. 補助対象自家用発電設備の設置先】**の種別で①及び②に規定する設置場所の『完了予定日』は、補助対象自家用発電設備の購入及びその設置工事が終了し、かつ補助対象経費の支払いが全て完了していることをいい、③に規定する設置場所の『完了予定日』は購入、設置工事の終了及び行政の認知を確認できる書類等が完備され、かつ支払いが全て完了していることをいう。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

## 10. 必須確認事項(いずれかに○)

(1)本事業に関し、他の国庫補助金を受けている (本事業に関し、国の補助金を、同一設備等に対して受ける場合は申請できません)	はい ・ いいえ
(2)本事業に関し「補助事業者自身・子会社・関連会社」の有無 (本事業に関し、補助事業者自身・「出資比率15%以上の会社」を工事請負契約者又は資材購買契約者の対象とする場合は、利益排除を行わねばなりません)	有 ・ 無
(3)交付規程第7条の各号に該当する者(法人にあってはその役員)ではない (該当する場合には申請できません)	はい ・ いいえ
(4) 交付規程第24条に基づき、災害発生時には補助対象自家用発電設備の稼働状況を速やかに所定様式で報告できる。	はい ・ いいえ
(5) 自治体や国との防災・支援協定の締結(見込みを含む)があるか否か(確認できる書類はあるか)	はい ・ いいえ (申請書に添付)
(6) 災害救助法に規定する生活必需品、又は飲食料品の供給に資する事業を行う者であるか否か。	はい ・ いいえ (はい:「補助事業の概要」欄において供給物を示すこと)
(7) 災害対策基本法に基づき地震防災対策強化地域等に指定されている市区町村に設置されたものであるか否か。	はい ・ いいえ (はい:〇〇市)

## 11. 任意確認事項(いずれかに○)

経済産業省は、中小企業・小規模事業者の災害対応力を向上させるため、法律を改正し、防災・減災に係る実施計画(事業継続強化計画等)を認定する制度を立ち上げる予定です。計画の認定に関心はありますか。	はい ・ いいえ
--	----------

## 12. 補助金の振込先について【補助事業者の本人名義】

金融機関名		支店名	
預金種別	1.普通 2.当座	口座番号	
口座名義(漢字)		口座名義(カナ)	

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。



(様式第14)

令和 年 月 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成30年度補正災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るものに係る消費税額等の仕入控除税額の確定報告書

交付規程第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助金確定額(交付規程第19条第1項による確定額) \_\_\_\_\_ 円
2. 上記確定額のうち消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当分 \_\_\_\_\_ 円
3. 実際に確定した消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円
4. 補助金返還額(仕入控除税額分)(3. - 2. ) \_\_\_\_\_ 円

注1. 別添として積算の内訳を添付すること。

注2. 実際に確定した仕入控除税額が補助金確定額に含まれる仕入控除税額相当分より少なくなった場合(3. - 2. がマイナスの場合)でも、補助金確定は変更しませんのであらかじめ承知願います。

注3. 仕入控除税額分の補助金返還額が発生したにもかかわらず、報告を怠った場合には、交付規程22条第3項の規定により、交付した補助金全額の返還請求を行う場合がありますので、ご注意願います。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。  
※この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成30年度補正災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの 精算払請求書

交付規程第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 補助金の額の確定日

2. 確定額

3. 精算払請求金額

4. 振込先

金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義(漢字、カナ)を記載すること。

注1. 金額はかならず算用数字で記入願います。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 御中

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの 交付規程第24条第1項の規定に基づき、補助対象自家用発電設備の稼働状況を下記のとおり報告します。

記

自家用発電設備の稼働状況報告

1. 災害の概要

災害の種類	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 噴火 <input type="checkbox"/> その他(                      )
災害発生時	年 月 日 時 分頃
所在市町村における災害救助法の適用の有無	<input type="checkbox"/> 適用あり <input type="checkbox"/> 適用なし
停電の有無	<input type="checkbox"/> 停電あり <input type="checkbox"/> 停電なし

2. 自家用発電設備等の稼働状況等

補助対象	<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 燃焼機器(                      ) <input type="checkbox"/> その他(                      )
補助対象の設置施設	名称                      ) ( 住所                      )
上記施設の被災状況等	<input type="checkbox"/> 営業・稼働中 <input type="checkbox"/> 被災したため閉鎖 <input type="checkbox"/> その他(                      )

3. 連絡先

連絡先	所属 氏名 電話番号                      FAX
-----	---

※災害救助法の適用及び停電の発生が確認できた場合には可能な範囲で速やかに上記の状況等について、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所までFAXをしてください。FAXがない場合には電話連絡をしてください。

※必要に応じて後日詳細を確認させていただくことがあります。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(様式第21)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)交付規程第26条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図書類、(ニ)無体財産権(工業所有権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。
5. 補助事業者が管理する『固定資産台帳』と整合性が取れた内容で正しく記載のこと。なお、固定資産台帳の写しを提出のこと

※本用紙を大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第22)

取得財産等管理明細表(平成30年度補正)

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(中小企業・小規模事業者自家発電設備等利用促進対策事業に係るもの)交付規程第25条第3項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

区分	財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第26条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図書類、(ニ)無体財産権(工業所有権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。
5. 補助事業者が管理する『固定資産台帳』と整合性が取れた内容で正しく記載のこと。なお、固定資産台帳の写しを提出のこと

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。  
※この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
代表取締役社長 川島 祐治 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成30年度補正災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの財産処分【承認・変更】申請書

交付規程第26条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

補助金交付番号	
---------	--

1. 処分しようとする財産及びその理由(別添)
2. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び目的)
3. 処分の条件

(注)売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

(別添)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	処分の理由	備考

(注)

1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。